



# ニャンとワンだふるらいふ

マナーを守ってペットとステキな生活を!

問 生活環境課 ☎49-3111(内線247)

犬に関する苦情は大館保健所 ☎52-3955

飼い犬のストレス発散という理由で犬を敷地外に放してはいませんか? かわいそうだからと、野良猫にエサを与えて、食べ残しやフンをそのままにしてはいませんか?

ペットを飼うとは、単にかわいがったり、大切にしたりすることではありません。動物の習性などを十分に理解し、他人に迷惑を掛けないように、しっかりと世話をすることです。もし、あなたが世話をしている犬や猫の鳴き声・フンなどで嫌な思いをしている人がいたら、それが原因でご近所付き合いが気まづくなってしまうかもしれません。

市には、犬や猫の放し飼いによる苦情が寄せられています。家の前にもフンをさせて片付けていかないと、せっかく植えた畑の野菜を荒らされた等々。人もペットも気持ちよく暮らすためには、近所への気配りも忘れずに、一人ひとりルールを守ることが大切です。

## 飼う前に考えよう

動物を飼うことは、楽しいことばかりではありません。毎日の餌やりはもちろんです。散歩などの運動、病気のときの世話、しつけなど、生まれてから死ぬまでの世話がが必要です。動物の生態や習性を理解しなければなりません。

また、アパートなどでは、ペットを飼うことが禁止されている場合もあります。動物は、「モノ」ではありません。最後まで責任を持って飼い続けることができるかどうか、よく考えましょう。

## マナーを守ろう

人と動物が仲良く暮らすためには、マナーを守って飼う必要があります。そのため、以下のことを守りましょう。  
★ペットの習性をよく理解し、愛情をもって面倒を見ましょう。

★人に危害を与えたり、近隣に迷惑を掛けたたりすることがないよう責任を持って飼いましょう。

★数が増え過ぎないように、繁殖制限をしましょう。

★ペットの汚物は必ず持ち帰り、街を清潔に保ちましょう。

★ペットから人間へ感染する病気もあります。過度な接触は控えましょう。

## 犬を飼うときには

★放し飼いは絶対に止めましょう。

★確実につないでいないと、思わぬ事故につながる可能性があります。犬を制御できる人が、引き綱などでつないで散歩をさせなければなりません。犬が苦手な人の気持ちを考えましょう。

★危害や迷惑を防止するため、しつけや訓練をしましょう。

★散歩の途中でフンをした際には、放置せず、必ず持ち帰りましょう。尿は、水などで洗い流してください。また、鳴き声やブラッシングの際の毛が近隣に思わぬ迷惑を掛けることがあります。十分に注意しましょう。

★登録と狂犬病予防注射は忘れずにしましょう。

## 猫を飼うときには

★感染症や交通事故などの防止のためにも、室内で飼うようにしましょう。

★鳴き声やフン、尿、植木などへのいたずらなど、近所に迷惑を掛けないようしましょう。

★上下運動ができる場所を確保するなど、安心して過ごせる環境を整えましょう。

★エサをばらまいたり、置いたままにしたるするのは止めましょう。野良猫を増やす原因となります。

## 動物との共生

今年の6月には、「動物の愛護及び管理に関する法律」が改正され、罰則が強化されています。

・愛護動物をみだりに殺し、または傷つけてはいけません。(1年以下の懲役または100万円以下の罰金)

・愛護動物を衰弱させるなどの虐待をしてはいけません。(50万円以下の罰金)

・愛護動物を遺棄してはいけません。(50万円以下の罰金)

生命ある動物をみだりに傷つけたり、苦しめたりすることがないよう、人と動物が共生していかなければなりません。また、犬や猫好きな人がいる反面、動物嫌いな人や鳴き声や匂いなどに眉をひそめる人がいるのもまた現実です。動物好きな人は、嫌いな人に対する十分な配慮と気配りが必要です。

周辺の生活環境への配慮を忘れず、ルールやマナーを守って動物と暮らしましょう。